共同体と権力

田中宏

問題の所在

過去から現在まで政治理論に一貫して流れている主題のひとつは共同体と権力の関係である。ウォーリンは「政治的なもの」とは共同体に関わるものであるという。ここに共同体とは構成員すべてに等しく便益をもたらすもの、具体的には国防、国内治安、法の執行等のサーヴィスを提供する組織体を指す。これらのサーヴィスは一言にしていえば秩序維持ということであるが、この秩序維持をはかる上で共同体による権力行使がいかなる機能を果してきたかが常に問われてきているという。(1)

またダントレーブは、人々の相互依存が政治の前提であり、この依存関係を成り立たせるには構成体（structures）が必要であるが、その内部には力が、つまり命令と服従の関係（a relation of command and obedence）がなくてはならないとして(2)共同体と権力の関係の究明が政治理論の主題の一部をなしていることを認めている。

さて、共同体と権力の関係をどう扱うかであるが、両者の関係を歴史的事実について確認する方法もあれば(3)、またパラダイム転換の集約的表現として取り上げる仕方(4)もある。しかし、本稿では時間や場所の制約を超えた理論的な扱

い方、換言すると両者の論理的な関係の究明が目的である。それは具体的には以下の三つの問題を解明することである。

一、共同体はその任務を果す上で権力行使を必要とするかどうか。必要とすればその理由はなにか。

二、権力行使が必要であるとしてもそれはただちに実現可能であることを意味しない。「必要」と「実現可能」とは別個のことである。では共同体による権力行使が実現可能(feasible)であるための条件はなにか。

三、右の間に答えるには共同体による権力行使がどのようなものであるかが予め明確にされていなくてはならない。そもそもそのメカニズムはいかなるものか。また、権力や共同体とはいかなるものなのか。

これらはいずれも避けて通ることのできない基本的問題である。しかし、不幸なことにこれらの問に正面から取り組んだ論者はウォーリン、ダントレーブを含めて皆無に近く、例外的に言及している論者といえどもその取り扱いがきわめて不十分である。本稿はこれらの問に出来るだけ簡明な解を見い出そうとするものである。

まず第一節で従来の論者がこれらの問、とりわけ「一の問」をどう扱っているかを確認の上吟味する。第二節では共同体と公益について概念の規定をし、その上で共同体に政治権力が必要か否かを論ずる。第三節では政治権力の説明をした後に共同体が政治権力を行使するメカニズムを考察し、さらにそのメカニズムが実現可能となる条件を究明する。第四節では本稿の分析の意義を論じ、第五節では今後の課題について言及する。

なお本稿では、人々のそのときどきの具体的行動は彼等が代替案の中から最も有利なものとして選択したものである、という想定をとる。つまり「行動」とはなんらかの目的の達成のための最適な手段あるいは選択肢であるということである。人々が他に対し権力を行使したり、協力して共同体を形成するのも、それらはすべてそれ自身とは別のなんらかの目的を達成する上での最適手段なればこそ、というのである。この種の想定を個人にも集団にも適用するのである。

なお本稿は人々の厚生を高めるための機構として共同体を考えているからノーマティブな分析である。これに対し共同体がその本来のあり方と離れて機能するのはなぜかという問題があるが、これは本稿の範囲外の問題である。本稿はその前段階の基礎作業なのである。

（1） S. S. Wolin, Politics and Vision, George Allen and Unwin: London. 1960. pp. 2–3, p. 9.

（2） A. P. d'Entreves, The Notion of the State, Oxford: Clarendon Press. 1967. p. 34.

（3） 共同体と国家の用語の関係については G. Post, Studies in Medieval Legal Thought, Princeton, New Jersey: Princeton University Press. 1964. pp. 253–255, pp. 364–367. を参照。また本稿第五節を参照。

（4） 萩原能久「政治的なものの概念」、萩原・根岸・田中・他『国家の解剖学』（日本評論社、一九九四年）所収。二頁―二八頁。

I

まず二、三の著者のこの点への言及を見てみよう。矢部貞治は政治をば、通常国家内の対立・分化している意思、利益、勢力などを国家の独占する公権力を背景として強制権力的に一本化し、統合し、組織化し、それによって少なくとも治安と秩序の維持、国民の生存の維持、国家の独立性の保持を確保することであると規定した。したがって対立・分化なきところに政治はないと考え[1]、政治は権力そのものではなく実現された秩序や法律そのものでもなく、統合し組織化し秩序を創造する行為の過程そのものである[2]という。

治安と秩序の維持、国民の生存維持、国家の独立性の保持は、ウォーリンのいう共同体が権力を用いて達成しようとする目的そのものである。問題はなぜ秩序が自動的に達成されずに権力によって人為的に達成されなくてはならないのかということである。残念なことに矢部自身はこの点について触れていない。これは次の丸山にもあてはまる。

丸山真男の所論を見てみよう。彼はいう、相手の所有する価値を剥奪することを権力と名付けるならば、社会的価

値をめぐる人々の争いをこの権力という手段によって結着をつけることが政治であると。[3] その権力は具体的に支配(Herrschaft)として現われるが、権力が一定の地域においてそこに住む人間を継続的に支配することに成功したとき、裏からいえば一定の地域の人間が一定の権力に対して継続的に服従する関係が成立した場合、われわれはそこに政治団体(political association, Politischer Verband)の発生を見ることができる。国家はこの政治団体の典型的なものであるが、決して政治団体と同義語ではなく政治団体の一つの歴史的形態である。(国家という)政治団体の決定的なメルクマールは物理的強制が組織化されて一定の人間(支配者)の手に集中することで、それは対外防衛と対内秩序の維持を専門的に担当するようになると。[4]

両者の記述から人々の間の対立・分化の結着をつけるものとして公権力の行使があるという共通点は明らかである。が、これは正しいであろうか。かりに人々が秩序よりも対立・分化を選好するならば、秩序をもたらすための公権力の行使はない方がよいということになる。したがって公権力を創出するための共同体の存在意義はない。またかりに秩序が対立・分化よりも望ましいと人々に判断されるとしても、当の人々が秩序維持に向けて自主的に協力をするならば、もとより公権力の行使は不必要である。同じく秩序を対立・分化よりも好ましいと人々が考えていながら、その秩序を創出する上で人々が個人として協力しないことがある。総論では賛成、各論では反対のケースである。このとき人々が望む秩序は実現されずに終わる。ではそうならないためにどうしたらよいか。もとより答は、ここで人々の各論反対を防止して協力させる公権力の行使が必要となるということになる。

以上より明らかなことは、人々の間に紛争・対立があるというだけでは公権力の行使が必要不可欠にはならないということである。紛争・対立がある一定の条件——総論賛成・各論反対——を満たすときにはじめて公権力の行使が必要になるのである。

一歩を進めて、では逆に総論賛成・各論反対のケースは紛争・対立のケースにのみ局限されるのであろうか。換言

すると、公権力が必要とされるのは紛争・対立の解消のためだけなのだろうか。例えば自動車のもたらす大気汚染や家庭から出る汚水の防止を考えてみよう。これらの事例では防止のために条例の制定と施行という形で公権力の行使がなされている。これは公権力の行使が紛争・対立の解消のためだけにあるのではないことの証左である。もとより大気汚染や家庭用排水に伴う紛争・対立がないことはない。その紛争・対立がある場合には司法の場での是非の判断が示され、その判断を執行する形で公権力が行使される。しかし、このことと先の公害防止のための公権力の行使とは別個のものである。

さて人々にとってみれば、公害のない情況の方が公害のある情況よりも望ましいと考える（総論賛成）が、その公害防止に人々が積極的に協力するかというと、その個人的なインセンティブがない（各論反対）のである。ここに公害防止のためには、人々の各論反対を封じるための公権力の行使が必要となるのである。これと同一のロジックが対外防衛のケースにもあてはまる。対外防衛の場合には公権力の行使はたしかになされるが、それは国内の対立・分化の解消のための公権力の行使とは別個のことである。外国の侵略の脅威に備える方がその備えがない場合よりも望ましい（総論賛成）と人々は考える一方で、では人々に個々にそのために協力しようというインセンティブがあるかというと、それがない（各論反対）ということである。かくて強制的に人々を協力させるために租税とか徴兵制とかの形で公権力の行使がなされるのである。

人々の間に公益（Utilitas Publica）が潜在的にあり（総論賛成）、その実現のためには各人の協力が必要であるが、個々の成員がフリー・ライダーとして行動する（各論反対）ために公益は実現されないままとなる。この情況をソーシャル・ディレンマ（Social dilemmas）というが、以上の事例は公権力の行使が要請されるのはまさにこのディレンマからの脱却のためであることを示している。要するに紛争・対立の解消のため公権力の行使が必要とされるというのは不正確であって、紛争・対立がソーシャル・ディレンマの性格を持つ限りにおいて公権力の行使が必要とされ

ると考えるべきなのである。

ここで堀豊彦の主張を見てみよう。矢部・丸山の意見とは異なるが、その見解は注目に値する。彼によれば、人々は集団意志の実現のため社会集団を形成しようとするが[5]、構成員がその結成ならびにその存続に関して全く自発的であり、且つ積極的であるとは期待しえない。つまり社会集団の必要とするところと構成員各個の意識及び性癖との間に横たわる何らかの間隔が存在する。そこで集団はその間隙を補塡するために勧説・説得・報奨をするが、しかし終極的にはそれは力による強制にまで及ばなければならない。そうして斯様な強制の契機にまつわってはじめて社会構成員の団結が保持され、社会存立の安固がはかられるところに政治に伴うものとしての権力の根基が存在する[6]。

この堀の文章ではもとより集団意志は人々の間の紛争対立の解消にあるが、それに尽きるものではないことを示している点にまず注意する必要がある。ただし、集団意志がありながら、その実現に各構成員が自発的でも積極的でもないのはなぜか、集団の必要とするところと構成員各個の意識及び性癖の間に横たわる間隔とはなにか、について堀自身の解答がない点に問題がある。本稿の立場からすればこの問に対する解答ははっきりしている。それは総論賛成・各論反対ということ、あるいはソーシャル・ディレンマということ、これである。

(1) 矢部貞治『政治学』勁草書房、一九四九年。二二頁－二四頁。
(2) 同右。五二頁。
(3) 丸山真男『政治の世界』お茶の水書房、一九五二年。一〇頁－一七頁。
(4) 丸山真男「政治学入門（第一版）」『戦中と戦後の間』みすず書房、一九七六年所収。四三〇頁。
(5) 堀豊彦『政治学原論』東大出版会、一九五六年。八一頁。
(6) 同右。八五頁－八六頁。

Ⅱ

本節ではソーシャル・ディレンマと共同体と公益の各概念を説明する。さらに共同体の形成・維持にあたりどのような場合に公権力の行使が必要であり、どのような場合に不必要かを論ずる。

一般に、プロジェクトを実現させてその便益を得るには人々は協力してそのコストを分担する必要がある。かりに分担することを前提になおその便益について「ない」よりも「ある」方がましだと評価する人がｎ人いるとする。そのときそのｎ人を規模ｎの潜在的な共同体といい、その各成員をメンバーという。またその便益からコスト分担を差し引いたものを純便益という。ただし、その便益はいったん実現すると、その実現に協力した（コスト分担をした）メンバーにも非協力（コスト分担をしなかった）のメンバーにも等しく及んでいくものとする。このような純便益が実現するにはメンバーの協力が必要であるが、問題は各メンバーが協力するかどうかである。協力すれば純便益は実現するが、協力しないならば純便益は実現しない。前者のケースが総論賛成・各論賛成、後者のケースが総論賛成・各論反対である。皆の協力があってはじめて実現するこの純便益のことを公益という。したがって公益がもし実現するならば、それがカバーするであろう人々の集合を共同体という。

このことを各メンバーの立場から以下考えてみよう。[1] 彼の選択肢は協力か非協力かである。協力するときの彼の予想利得を効用ｃ、非協力のそれを効用ｄとする。ｃがｄより大なら協力を、逆ならば非協力を選択する。ｃやｄの値は彼以外の何人が協力するかによる。いま彼が自分を除くｍ人（$0 \leqq m \leqq n-1$）が協力すると予想するとすれば、ｃはｃ(ｍ＋1)、ｄはｄ(ｍ)と表示される。カッコ内の数字は協力する人数を示す。ｃのカッコ内は彼以外のｍ人に彼自身が加わった数であり、ｄのそれは彼は協力しないから彼以外のｍ人の協力者数となる。

では、このｃとｄの記号を用いて総論賛成・各論反対（賛成）を表現してみよう。まず総論賛成ということであるが、

そもそもそれは、「実現するかどうかわからないが、かりにプロジェクトが実現したとした上で、プロジェクトのもたらす純便益はないよりもある方がよい」という彼の選好であった。「かりにプロジェクトが実現したとしたら」という文言は「自分一人でかりにプロジェクトを実現できるとしたならば」ということである。これは、他にもメンバーがいるという前提があるから、それを考えると、「他のメンバーが自分の決定にしたがって共同歩調をとってくれるならば」ということでもある。したがって、彼が協力をすれば皆も協力をするから純便益は実現し、そのときの彼の予想利得はc(n)になる。また彼が非協力であれば皆も非協力であるから純便益は実現しない。そのときの彼の予想利得はd(0)となる。純便益はないよりもある方がよいというのが彼の選好であるから、このことを彼の予想利得で表現すると、

$$c(n) \geqslant d(0) \qquad (1)$$

となり、これが総論賛成の表現である。もとより不等号を満たすc(n)が公益あるいは純便益であって、彼のそれへの評価である効用で表現されている。

では各論についてはどうか。このケースでは全員が共同歩調をとるとは限らない。一部は協力を、他は非協力をというように各人がバラバラな行動をとる。よってプロジェクトが実現するかどうかがはっきりしない。こういう場合、彼が協力するか否かということである。自分以外のm人が協力すると予想したときの彼の協力の予想利得は先述のとおりc(m+1)、非協力のそれはd(m)であるから、

$$c(m+1) \leqslant d(m) \qquad (2)$$

ならば、彼は非協力を選択する。他のメンバーについても事情は同じであるから、その結果、公益は実現しない。各人の最終利得はその望むところのc(n)ではなくてd(0)となる。よって(2)が各論反対を示す方式である。(1)と(2)とが同時に成り立つとき、それをソーシャル・ディレンマというのであって、このとき公益の実現をはかるならば権力

行使が必要になるのである。[2] 他方、

$$c(m+1) > d(m) \tag{3}$$

ならば各人は協力するから公益は実現する。したがって各人の最終利得は $c(n)$ となる。この場合には公益実現に向けての権力行使は不要である。

問題は $c(m+1)$ と $d(m)$ との大小を決定するものはなにかということである。この問に答えるには c と d とが m の関数として具体的にどのような形をとるかを考えればよい。[3] その具体的な関数はいくつか考えられるが、以下はそのひとつの事例である。

先述のとおりプロジェクトについての各人の評価は、コストの分担をした上でも、なお「ある」方が「ない」よりも望ましいというもので、これが総論賛成ということだった。ここで「ある」方がよいということをプロジェクトの純便益 $(b-k)$ がプラスであると表示する。b は便益、k はコストの分担額で、それぞれプラスの値をとる効用であるとする。もし純便益がマイナスであれば、それはプロジェクトは「ない」方がよいということを示す。いずれにしても、これらはプロジェクトがかりに実現したらという想定の下での話である。

これに対し、まだプロジェクトが成立するかどうかが不確定である場合を想定しよう。彼がかりに協力するとすれば、便益 b が実現する確率は $(m+1)/n$ で近似できるから、その期待値 $[(m+1)b]/n$ よりコスト分担分 k を引いたものが彼の協力の予想純利得となる。同様に彼の非協力の予想利得は $(mb)/n$ で表示される。

$$c(m+1)=[(m+1)b]/n-k \tag{4}$$

$$d(m)=[mb]/n \tag{5}$$

式(4)の右辺第一項の意味であるが、それは彼以外の m 人の協力の彼に及ぶ恩恵が $(mb)/n$ であり、他方彼自身の協力による便益実現への寄与度は b/n にしか過ぎぬこと、またそのためのコストが第二項 k であることをそれぞれ示

している。他方、非協力の場合には便益の実現への寄与度はゼロ、また分担のコストもゼロであるから、予想利得はもっぱら他人の協力の恩恵である$(mb)/n$のみである。

さて式(4)(5)より$c(n)=b-k$，$d(0)=0$となることが知られる。ここに(1)式つまり総論賛成が成立する。問題は各論で賛成か反対かをなにが決定するかであるが、それは(4)と(5)の大小、つまり彼の協力による便益実現への寄与度(b/n)と協力に伴うコストkの大小に依存する。あるいはbと(nk)の大小に依存するといってもよい。その意味を以下説明しよう。

さしあたりbとkの値が与えられるとし、bと(nk)とを均等ならしめるnの特定値をn^*とすると、共同体の規模nがこのn^*より大であれば各論反対が、n^*よりnが小であれば各論賛成が成り立つ。前者の場合は各メンバーにとって自己の選択が最終結果に及ぼす効果が無に等しいと感ずる程共同体の規模が大であるということである。他の成員が揃って協力すれば自分一人が非協力であっても便益を享受できるし、また他の成員が揃って非協力であるときに自分一人が協力しようとしても便益は実現しないから結局非協力の途を選択するのが有利になる。したがって各人はフリー・ライダーとなる。これに対し後者のケースでは共同体の規模が小さくて自己の選択のあり方が公益の実現に影響する。このとき各人は「乃公出でずんば」の心境になる。これが各論賛成となることの所以である。要するに他の事情が不変である限り共同体の規模が大となるにつれて各論反対が、また共同体の規模が小さくなるにつれて、各論賛成が生じやすくなる。

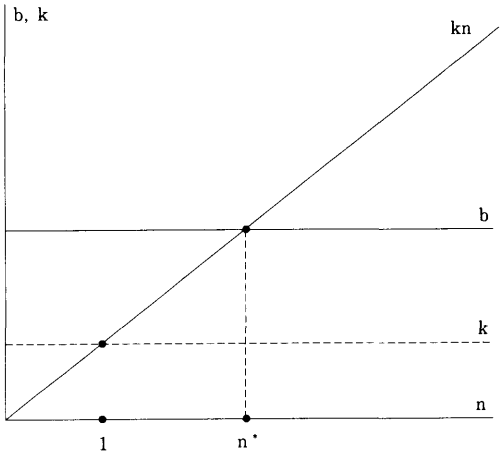

またnとkの値が不変であれば、便益bが大きくなるにしたがって各論賛成が、同じbとnの値の下でkが大であればあるほど各論反対が生じやすくなることは図より明らかである。

以上を念頭におくと、アナーキィがソーシャル・ディレンマであるというホッブスの議論[4]がどういう条件の下で成立するかがわかる。彼によれば、人は放置されるならば互いに闘争状態に陥いる。そこでは各人は生命・身体・支配する財を互いに奪取し合っている。これを彼は自然状態といっている。ここでもし各人が生命・身体・支配する財の奪取を相互に止める、つまり矛をおさめるならば、そこに秩序と安全が生ずる。さて、この秩序と先の闘争状態のいずれを人々は選好するかというと、それは前者だとホッブスはいう。つまり相互に「矛をおさめた状態」の方が「矛をおさめない状態」よりもよいという。これが総論賛成ということである。互いに矛をおさめ合っている状態から一方において個人が得る便益をb、他方において失う便益をkとすると、$b-k\vee 0$が総論賛成あるいは潜在的な公益の表現である。つまり(1)式が成立する。しかし、皆が皆矛をおさめるとは限らない情況下では各人は矛を自ら進んでおさめることはしないとホッブスはいう。いま各人が自分以外のm人が協力すると予想すれば、彼の協力と非協力の予想利得は(4)(5)でそれぞれ表示されるから、(2)式が成立しなくてはならない。そのための必要十分条件は$(b\diagup n)\wedge k$ということである。要は(1)と(2)とが同時に成立するソーシャル・ディレンマの必要十分条件は$k\wedge b\wedge nk$ということであり、これがホッブスの議論の前提にあることが知られる。

さて公害もソーシャル・ディレンマであることは、公害のある情況を闘争状態に、公害のない情況を秩序の状態にそれぞれ置き替えてみれば、そこに同一の論理が貫徹していることから容易に理解できるであろう。

(1)　以下の説明はドーズに従っているが、彼の説明は簡略であるから筆者がかなりの補筆をしている。R. Dawes, "Formal Models of Dilemmas in Social Decision Making," in Human Judgement and Decision Processes, ed., by M. F. Kaplan and S. Schwartz. New York: Academic Press, 1975. pp. 88-107.

(2)　ルソーの一般意志はc(n)にあたる。一般意志の実現には強制力が必要であるとしているところから、彼がソーシャル・ディレンマを念頭に置いていると考えてよい。ルソー『社会契約論』桑原・前川訳、岩波書店、一九八二年、三五頁-四七頁。なお一般意志を囚人のディレンマで説明したのは W. G. Runciman and A.K.Sen, "Games, Justice and The General Will," Mind, Oct., 1965, pp. 554-562. である。

(3)　以下はオルソンとメシックのユニオン・ゲームを応用した。M. Olson, Jr., The Logic of Collective Action, Cambridge: Harvard University Press, 1968. pp. 43-52. D. M. Messick, "To Join or Not to Join: An Approach to the Unionization Decision," Organizational Behavior and Human Performance, 10 (1973), pp. 145-156. Dawes, op. cit., pp. 100-102.

(4)　T. Hobbes, Leviathan of the Matter, Forme and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil, ed., by M. Oakeshott, Oxford: Basil Blackwell, 1960. pp. 80-84. ホッブスの自然状態を囚人のディレンマ（ソーシャル・ディレンマの特殊ケース）と規定した著者は数多い。たとえば、H. Hernes, "Formal Theories of International Relations," European Journal of Political Research, 3(1975), pp. 69-83. L.S. Moss, "Some Public Choice Aspects of Hobbes's Political Thought," History of Political Economy, 9 (2) (1977), pp. 256-272.

Ⅲ

紛争・対立の解消のために権力行使が必要とされるのは、紛争・対立がソーシャル・ディレンマの性格をもつ限りにおいてであるというのが前節の結論であった。では、そのような場合の権力行使のメカニズムはいかなるものか。この問を以下究明する。

まず権力とはなにか。(1) 一般に人々はそのときどきの所与の条件の下で、利用可能な選択肢のうち最も望ましい選択

肢を採用する。この最適の選択肢がそのときどきの「行動」といわれるものである。したがって、所与の条件が変化をすると、以前最適であった選択肢がもはや最適ではなくなり別の選択肢が最適になる。これを最適選択肢が変化する、つまり「行動」が変化するという。

個人Aが個人Bの行動を自己の望む方向に変化させ、その結果Bの情況が悪化するとき、これをAがBを強制する、あるいはAがBに対し権力を行使するという。したがって、AがBの与件を変化させ、それに対応するBの最適選択肢をAの望む方向に変化させること、そしてその変化の結果、Bの情況が以前より悪化すること。これがAがBに対し権力を行使するということの意味である。

AがBの与件を操作すれば、それは一方でBの行動の変化を通してAの情況の改善をもたらすが、他方では時間や労力といったコスト増を招き、その情況を悪化させる。Aはそのプラスとマイナスを勘案して、つまりは両者の差を最大化するように与件操作の程度を定める。この程度が与件の最適操作度と称すべきもので、これが現実の程度になる。もとより最適操作度がゼロの場合もある。これは与件操作をしないことを意味する。

ここにいうBの与件とはBにとって価値のあるものに限られる。具体的にはBの生命・身体・財産、家族、名声、情報等、様々である。このうちのどれをAが操作対象とするかはAの観点から見て最も安くつくものがなにかに依存する。同一の効果をもたらす上で、どの項目を操作したら一番安くつくかはその時々の情況によるのである。

ここで権力行使の一例を挙げる。AがBにありのままの情報を提供したならば、その下でBがとるであろう最適選択肢をαとし、Aが実際にBに誤った情報をあるいは情報の一部だけを提供し、その下でBがとった最適選択肢をβとする。そしてBにとってαを採用したならばβを採用したよりもはるかに情況がよかったはずだと判断されるとき、AはBに対して権力を行使したという。

さて、Aを複数の人々からなる、単一の意思決定をなす結託とし、Bをその中の任意の個人とする。AがBに権力

を行使するとき、それを政治権力という。つまりこれは複数の個人が結託をし、その中の任意の個人の与件を操作してその情況を悪化させることをいう。もっと正確にいえば、n人の中の任意の個人の与件を他の(n−1)が結託してこれを操作し、その個人の情況を悪化させることである。任意の個人にしてみると、自分が全体の意向に反したときには自分以外の全員が結託して自分の与件を操作することを覚悟しなくてはならず、またかりに自分の隣人の一人が全員の意向に反する行動をとろうとするときは、それに加担せずに、その人の与件を操作する(n−1)人の一人にならなくてはならないということである。この(n−1)対1の関係を各人が受け容れることが各人が統治されることを選択したという意味である。

この場合に与件操作のためになぜ結託が必要なのか。ホッブス[2]が指摘するようにそれは人は体力も智力も同等であり、結託が力(strength)を生むからである。結託なくして与件を操作することは所詮不可能だからだ。その結託がなぜ(n−1)対1なのか。なぜ(n−2)対2、(n−3)対3、ではないのか。それは操作される側にも結託があると、その与件操作をすることがむずかしくなる、つまり与件操作のコストが高くつくからである。与件操作のコストを最小にするために(n−1)対1になるのである。徳川幕府において徒党を組むことが謀叛とされたのはこの理由による。

このように紛争・対立がソーシャル・ディレンマであるならば、個々のメンバーをして秩序の達成に協力せしめるよう政治権力が行使される必要がある。ではそのメカニズムはいかなるものか。いまn人が互いに闘争状態にあり、しかもその状態がソーシャル・ディレンマの性格をもつとする。そのとき秩序が公益c(n)となることは先述のとおりである。この公益の実現のために、n人全員からなる結託Aを考え、Aがその各成員Bに権力を行使するメカニズムがいかなるものかということである。その前にAの行動パターンについて考えておこう。Aも結託というひとつの行動主体であるから選択行動をとるものと想定するのが首尾一貫している。Aのとる「行動」とはAがその目的(後述)達成のためにとる最適選択肢であると考えるのである。Aの最適選択肢がたまたま公益実現に対応するBの与件操作

であるとき、結託Aは共同体である、あるいは共同体が実現可能であるという。もしAの最適選択肢がたまたまBの与件を操作しないことであるとき、したがって公益が実現しないとき、Aは共同体ではない、あるいは共同体は実現不可能であるという。要するに結託Aと共同体とは同値ではなくAがある特定の条件を満たすとき、またそのときにのみ共同体になるという考え方をするのである。その特定の条件を見い出すことが本節のひとつの眼目である。

まず公益実現に向けて結託AがBの与件操作をするメカニズムを説明する。秩序を創出するプロジェクトに対してBは協力よりも非協力の方が有利である、つまり(1)と(2)が成立するというのがソーシャル・ディレンマの条件であった。したがってディレンマから脱却するには協力が非協力よりも有利となるようにBの利得を変えなくてはならない。すなわち(1)はそのままにしておき(2)のかわりに(3)式が成立するようにする必要がある。そのためには$d(m)$が減少するようにすればよい。単純化のためAの操作対象となるBの与件はたったひとつであるとし、Aによるその操作の度合いをxとし、その度合いが大きくなることをxの値が正の方向に増加することで示す。また操作しないことをxの値がゼロであると表示する。xの増大の例として罰金の増大を考えればイメージが湧くであろう。ここでBの非協力の利得を改めて$d(m, x)$とし、それはmが一定の下でxを増加させると直線的に減少すると想定する。すなわち、

$$d(m, 0) - d(m, x) = v \cdot x$$

で、vは正の定数とするが、$v \cdot x$とは与件がxの程度まで操作されたときのBにとってのペナルティーである。すると総論賛成・各論反対のソーシャル・ディレンマは改めて、

$$c(n) > d(0, 0) \tag{6}$$

$$c(m+1) < d(m, x) \quad 0 \leqq m \leqq n-1 \tag{7}$$

で示される。(6)は総論賛成を、(7)は各論反対の式である。要は(7)を$c(m+1) \geqq d(m, x)$となるまでxを増加させれば、Bは協力することになる。つまりこれは「矛をおさめる」ということである。ここに$c(m+1) = d(m, x)$を満

たすxの値をx^eとすると[3]、xの実際の値をx^e以上にすればBは協力するから、最終的に成員すべての協力の結果として公益は実現する。ここに各成員Bの最終利得は秩序のもたらす効用c(n)である。もしxの実際の値がx^e未満であればBは非協力、つまり成員は皆非協力となるから公益は実現せず、各成員の最終利得は闘争状態のもたらす効用α(0, x)となる。

問題はxがx^eまで操作されるか否かである。操作するのは結託Aであるからがなにを目的にxの値を定めるかを考えればよい。そもそもAは共同歩調をとったときのn人をまとめて擬人化したもの(a corporate body)であるからAの目的はその成員一人あたりの純利得の最大化であるとするのが自然である。ここに成員一人あたりの純利得とは、成員一人あたりの最終利得a(x)から与件操作に伴う犠牲(ただし成員一人あたりの)を引いたものである。その最終利得であるが、これはn人が皆協力したときの、成員一人あたりの最終利得c(n)か、あるいはn人が皆非協力のときの成員一人あたりの最終利得d(o, x)かである。いずれになるかは与件操作の程度による。すなわち、

$$a(x)=\begin{cases} c(n) & x \geqq x^e \\ d(0,x) & 0 \leqq x \wedge x^e \end{cases}$$

である。

与件操作には犠牲が伴う。それらは形式上は結託Aが負担するが、実質上は各成員が負担する。その第一は与件操作のコストであり、その額は成員一人あたりux で、与件操作の程度xに正比例するとしよう。他は先述したペナルティーであって、成員一人あたりuxである。この和が各成員の犠牲であるから、それがそのままAの負担として処理される。かくしてAがxを操作して追求するその目的は成員一人あたりの純利得$[a(x)-(u+v)x]$である[4]。すなわちAの行動準則は次のとおりである。

$$\underset{x}{\mathrm{Max}}\ [a(x)-(u+v)x]$$

さて純利得が最大になるのはxがx°のときの$c(n)-(u+v)x^{\circ}$かxがゼロのときの$d(0,\ 0)$かのいずれかである。どちらが大であるかは一概にはいえない。前者の場合もあれば後者の場合もある。前者が後者よりも大のときはAはxの値をx°の水準に、逆の場合にはxをゼロにする。換言すれば最適解をx^{*}とすると、

$$c(n)-(u+v)x^{\circ}\geqq d(0,\ 0)\quad\longleftrightarrow\quad x^{*}=x^{\circ}$$

$$c(n)-(u+v)x^{\circ}<d(0,\ 0)\quad\longleftrightarrow\quad x^{*}=0$$

である。右のうち前者のケースでは結託Aがx^{*}をx°まで操作することが最適選択肢であり、その結果秩序が実現する。このとき結託Aを共同体という。あるいは共同体が実現可能であるという。右の後者のケースでは結託Aがxを操作しないことが最適選択肢であり、その結果闘争状態は放置される。このとき結託Aは共同体ではない、あるいは共同体は実現不可能であるという。すなわち共同体が成立するには「闘争状態より秩序の方を人々は選好する」ということ、換言すると$c(n)\geqq d(0,\ 0)$ということだけでは不十分である。そうなるには「人々が犠牲を払ってもなお秩序を闘争状態よりも選好する」ということつまり$c(n)-(u+v)x^{\circ}\geqq d(0,\ 0)$でなくてはならないし、またそうでありさえすれば、共同体は成立するのである。

以上をまとめると、

$$c(n)-(u+v)x^{\circ}\geqq d(0,\ 0)\qquad(8)$$

$$c(m+1)\geqq d(m,\ x^{\circ})\qquad(9)$$

になるが、(8)はプロジェクトの成立に対する総論賛成を、(9)は各論賛成を示している。ただそのプロジェクトは(6)(7)とは異なって、その中に既に権力行使が織り込まれたプロジェクトである。各論賛成である以上このプロジェクトは自動的に成立するのである。換言すると、秩序実現に協力するよう権力行使されることを「される側」が承認しているのである。支配と服従について「支配が成り立つには少なくとも服従しようという意欲がなくてはならない」とい

うウェーバーの言(5)があるが、これがその文言のひとつの理解の仕方である。

(1) 詳しくは H. Tanaka, "Power as Maximizing Behavior," Behavioral Science, 34 (3), 1989. pp. 199-206. また拙稿「国家と権力の理論」前掲『国家の解剖学』所収。一一八頁-一二六頁を参照。

(2) Hobbes, op. cit., pp. 80-82.

(3) $c(m+1)-c(m)=d(m+1, x)-d(m, x)>0$ と仮定する。するとxはmの値如何にかかわらず一定である。

(4) この点は前掲拙稿一二六頁と対比のこと。なお、これは論の立て方についていえば、ハーサニーの Rule Utilitarianism と同一である。彼によると、Rule Utilitarianism では、各メンバーは、他のメンバーがすべて自分と同一の戦略をとるという制約の下で、社会的厚生を最大化する戦略を選択するということである。メンバーiの戦略を s_i ($i=1, 2, \cdots\cdots, n$)、社会的厚生をwとすると、これは

$$\text{Max } W(s_1, \cdots\cdots, s_i, \cdots\cdots, s_n)$$
$$(s_1, \cdots\cdots, s_n)$$
$$\text{s. t., } s_1=\cdots\cdots=s_i=\cdots\cdots=s_n$$

と表示される。J. C. Harsanyi, "Rule Utilitarianism, Rights, Obligations and The Theory of Rational Behavior," Theory and Decision, 12 (1980), pp. 115-133.

また内容についていえば、それは "Reason of the State" にほかならない。但し "Reason of the State" とは Roman Public Law 以来主張されてきた Ratio publicae utilitatis である。その意味するところは the "reason" of the public and common welfare, including all the ways and means of maintaining the common good, the commonweal, the respublica, and the "State" of Empire, Republic, or City (G. Post, op. cit., p. 301. なお p. 254, p. 365. をも参照)である。

(5) Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, Funfte Revidierte Auflage, Besorgt von J. Winckelmann, 1972. J.C. B. Mohr (Paul Siebeck) Tubingen. S. 122.

Ⅳ

この議論の効能を説明するために以下の問題の解明を例に挙げてみよう。

例1。クルド族が国家を形成しようとしているが、いまもなおそれが実現しないのはなぜか。この問に対しては「(8)式が成立していないから」という解答をすることができる。「秩序が闘争状態よりも好ましい」ということはどの地域の人にもあてはまるから、クルドの場合でも各人について$c(n)\vee d(0,0)$は常に成立するとしてよい。すると(8)式の成立を阻んでいるのは$(u+v)x$。の項目、とりわけ与件操作のコストuの値が大きすぎることであると特定化できる。uを大きくするよう周辺各国が操作をしているとも解釈できる。これとは逆に最近のパレスチナ暫定自治の成立はまさに関係各国の協力によって与件操作のコストuを引き下げることができ、それが(8)の成立につながったと説明することができる。

例2。戦争に敗れることを政治学のタームを用いて説明せよという問題に対してどう答えるか。通常敗戦とは統治意思を相手国によって破壊されることと規定される。これは誤りではないが、それがどのようなメカニズムを通じてであるかが答えられていない。われわれはこう答える。それは戦争によってuの値が増大し、そのためにいままで成立していた(8)式が成立しなくなる。その結果、自国民が秩序$c(n)$を失ない、より劣悪な秩序のない状態$d(0,0)$へと追いやられることで、これは定義によりまさに相手国による権力行使にほかならない、と。

例3。国家間では情報宣伝工作がおこなわれる。これを政治学のタームで表現すると、どうなるのか。宣伝工作とは、特定の情報（例えば相手国の歴史上の汚点を誇張すること）を流すことによって相手国の国民の結束力を弱め、ひいてはその統治意思の基盤を突き崩そうというものである。それはわれわれの用語によれば、情報の操作によって(8)式を成立させないことである。つまり、同じmやxの値の下で$c(m+1)$の値を下げ、他方$d(m,x)$の値を大きくする

ことである。その結果、$c(n)$を小さくし、他方x^{*}と$d(0,\ 0)$を大きくすることで(8)式の不等号が逆になるようにすることができる。これに対し、国内での愛国心の昂揚のための国家に関する神話の流布はこれとは逆に$c(m+1)$を大きくし、他方$d(m,\ x)$を小さくすることによって(8)式の成立の確保をはかろうとするものである。いずれの現象も(8)式を使って説明できる。

V

本稿では共同体を公益によってカバーされる人々の集合としたが、この考え方からすれば、公益が複数あれば、理論上共同体もそれに応じて複数存在するということになる。するとこの共同体の中で秩序確保を公益とするもののみが国家であるということになる。もしある共同体（例えば公害防止を公益とする）と国家である共同体のそれぞれの意思決定の遵守がかりに両立不可能である場合には、同時に双方のメンバーである個人はいずれを優先すべきか。個人がどちらを優先するかは双方の共同体の科すペナルティーの大きさに依存する。国家のそれの方が大であれば個人は国家の意思決定を遵守し、他の共同体のそれを無視する。そして逆の場合には逆が成立する。一般に国家の意思決定が優先されるようペナルティーの格差が設定されている。それはなぜなのであろうか。考えられることは、国家の意思決定は人々にとって最も価値のあるもの——生命・身体・財産の保全——にあるからだということである。それを押し広げて考えると、一方において人々がその確保を願う価値の序列を大から小へと置き、他方それに対応してそれらの確保の手段として権力行使の序列を強から弱へと——これはペナルティーの序列で表わすが——対置するとすれば、その一番大きい価値と一番強い権力行使とが対応する共同体が国家であると考えたらどうか。問題は、この価値の序列と権力の配分との対応をもたらすロジックがいったいいかなるものかということである。この問は今後解明さ

れるべきであるが[1]、その分析の糸口となるように企図したからこそ本稿では共同体という一般的な、国家をその特殊ケースとして含むようなタームを用いたのである。

（1）筆者自身もこの問の解答を既に試みたか、それらは十分得心のいくものではない。拙稿「国家と政治――選択理論による分析」『法学研究』六一巻五号、昭和六三年五月。また別途の試みについては H. Thanaka, An Economic Theory of Power and the State, (1990) ph. D. Dissertation presented to Keio University, pp. 71-78. を参照。

結　論

㈠、公権力が行使されるのは紛争・対立の解消のためであるといわれるが、これは正しくはない。それが行使されるのは紛争・対立の解消が総論賛成・各論反対の性格をもつ限りにおいてである。紛争・対立の解消以外の事項でも公害防止の如くそれが総論賛成・各論反対の性格をもつならば公権力の行使が必要とされる。

㈡、紛争・対立の解消が総論賛成・各論反対の性格をもつとき、公益である秩序を実現するには人々が、各個人を協力せしめるようその与件を操作する結託あるいは a corporate body を形成する必要がある。これが政治権力の行使であり、その行使が割に合う(feasible)とき、またそのときに限り、その行使の主体である結託が共同体(Respublica, Commonwealth)と呼ばれるのである。ただし、秩序以外の公益、例えば公害防止、についても同じことが成り立つ。

㈢、その政治権力の行使には犠牲が伴なう。その犠牲を負担してもなお人々が闘争状態よりも秩序を選好すること、これが政治権力の行使が割に合うための、換言すれば、共同体が成立するための必要・十分条件である。これは秩序以外の公益についても成り立つ。

【後記】　本稿は持論をば、他の論者の説と対比し、また従来とは別の角度から説明し直すことを企図したものである。行論の都合上、以前に発表された拙稿との重複があることをここにお断りしておく。

（平成六年九月二日脱稿。）